

要配慮者利用施設の種別要件

要配慮者利用施設は、施設を利用する要配慮者を滞在、又は宿泊、若しくは居住させるものをいう。具体的には以下の種別とする。【延岡市地域防災計画 第2編第1章第22節】

■老人福祉施設（老人福祉法第5条の3）

- ☐老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2）
 - ☐通所介護（介護保険法第8条第1項第7号）
 - ☐地域密着型通所介護（介護保険法第8条第1項第17号）
 - ☐認知症対応型通所介護（介護保険法第8条第1項第18号）
 - ☐介護予防認知症対応型通所介護（介護保険法第8条の2第1項第13号）
 - ☐第一号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号ロ）
- ☐老人短期入所施設（老人福祉法第20条の3）
 - ☐短期入所生活介護（介護保険法第8条第1項第9号）
 - ☐介護予防短期入所生活介護（介護保険法第8条の2第1項第7号）
- ☐養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4）
- ☐特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5）
 - ☐地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第8条第1項第22号）
 - ☐介護老人福祉施設（介護保険法第8条第1項第27号）
- ☐軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6）
- ☐老人福祉センター（老人福祉法第20条の7）
- ☐老人介護支援センター（老人福祉法第20条の7の2）

■有料老人ホーム（老人福祉法第29条）

- ☐住宅型有料老人ホーム（宮崎県有料老人ホーム設置運営指導指針別表）
- ☐介護付有料老人ホーム（宮崎県有料老人ホーム設置運営指導指針別表）
 - ☐特定施設（介護保険法第8条第1項第11号）
 - ☐地域密着型特定施設（介護保険法第8条第1項第21号）
 - ☐介護予防特定施設（介護保険法第8条の2第1項第9号）

■認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設（老人福祉法第5条の2第6号）

- ☐認知症対応型共同生活介護（介護保険法第8条第1項第20号）
- ☐介護予防認知症対応型共同生活介護（介護保険法第8条の2第1項第15号）

■通所リハビリテーションの事業の用に供する施設（介護保険法第8条第8項）

■短期入所療養介護の事業の用に供する施設（介護保険法第8号第10項）

■小規模多機能型居宅介護の事業の用に供する施設（介護保険法第8号第19項）

■複合型サービスの事業の用に供する施設（介護保険法第8号第23項）

- 介護老人保健施設（介護保険法第8号第28項）
- 介護医療院（介護保険法第8号第29項）
- 身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉法第5条）
 - 身体障害者福祉センター（身体障害者福祉法第31条）
 - 補装具製作施設（身体障害者福祉法第32条）
 - 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法第33条）
 - 視聴覚障害者情報提供施設（身体障害者福祉法第34条）
- 障害者支援施設（総合支援法第5条第11項）
- 地域活動支援センター（総合支援法第5条第27項）
- 福祉ホーム（総合支援法第5条第28項）
- 障害福祉サービス事業の用に供する施設（総合支援法第5条第1項）
 - 居宅介護（総合支援法第5条第2項）
 - 重度訪問介護（総合支援法第5条第3項）
 - 同行援護（総合支援法第5条第4項）
 - 行動援護（総合支援法第5条第5項）
 - 療養介護（総合支援法第5条第6項）
 - 生活介護（総合支援法第5条第7項）
 - 短期入所（総合支援法第5条第8項）
 - 重度障害者等包括支援（総合支援法第5条第9項）
 - 施設入所支援（総合支援法第5条第10項）
 - 自立訓練（総合支援法第5条第12項）
 - 就労移行支援（総合支援法第5条第13項）
 - 就労継続支援（総合支援法第5条第14項）
 - 共同生活援助（総合支援法第5条第17項）
 - 相談支援（総合支援法第5条第18項）
 - 移動支援（総合支援法第5条第26項）
- 保護施設（生活保護法第38条第1項）
 - 救護施設（生活保護法第38条第2項）
 - 更生施設（生活保護法第38条第3項）
 - 医療保護施設（生活保護法第38条第4項）
 - 授産施設（生活保護法第38条第5項）
 - 宿所提供施設（生活保護法第38条第6項）
- 児童福祉施設（児童福祉法第7条）
 - 助産施設（児童福祉法第36条）
 - 乳児院（児童福祉法第37条）

- 母子生活支援施設（児童福祉法第 38 条）
- 保育所（児童福祉法第 39 条）
- 幼保連携型認定こども園（児童福祉法第 39 条の 2）
- 児童厚生施設（児童福祉法第 40 条）
 - 児童遊園
 - 児童館
- 児童養護施設（児童福祉法第 41 条）
- 障害児入所施設（児童福祉法第 42 条）
 - 福祉型障害児入所施設（児童福祉法第 42 条第 1 項第 1 号）
 - 医療型障害児入所施設（児童福祉法第 42 条第 1 項第 2 号）
- 児童発達支援センター（児童福祉法第 43 条）
- 児童心理治療施設（児童福祉法第 43 条の 2）
- 児童自立支援施設（児童福祉法第 44 条）
- 児童家庭支援センター（児童福祉法第 45 条の 2）
- 障害児通所支援事業の用に供する施設（児童福祉法第 6 条の 2 の 2）
 - 児童発達支援（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 号）
 - 医療型児童発達支援（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 号）
 - 放課後等デイサービス（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 4 号）
 - 保育所等訪問支援（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 号）
- 児童自立生活援助事業の用に供する施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項）
- 放課後児童健全育成事業の用に供する施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項）
- 子育て短期支援事業の用に供する施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項）
- 一時預かり事業の用に供する施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項）
- 認可外保育施設 ※県への届出
- 児童相談所（児童福祉法第 12 条）
- 母子父子福祉施設（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 38 条）
 - 母子・父子福祉センター（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 39 条第 2 項）
 - 母子・父子休養ホーム（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 39 条第 3 項）
- 母子健康包括支援センター（母子保健法第 22 条）
- 幼稚園（学校教育法第 22 条）
- 小学校（学校教育法第 29 条）
- 中学校（学校教育法第 45 条）
- 義務教育学校（学校教育法第 49 条の 2）
- 高等学校（学校教育法第 50 条）
- 中等教育学校（学校教育法第 63 条）

■特別支援学校（学校教育法第 72 条）

■高等専門学校（学校教育法第 115 条）

■専修学校(高等課程を置くもの)等（学校教育法第 124 条）

■病院（医療法第 1 条の 5 第 1 項）

■診療所（医療法第 1 条の 5 第 2 項）

■助産所（医療法第 2 条）

※総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律